

よくある違反事例集

～電気用品安全法に関するもの～

令和6年9月

経済産業省

製品安全課

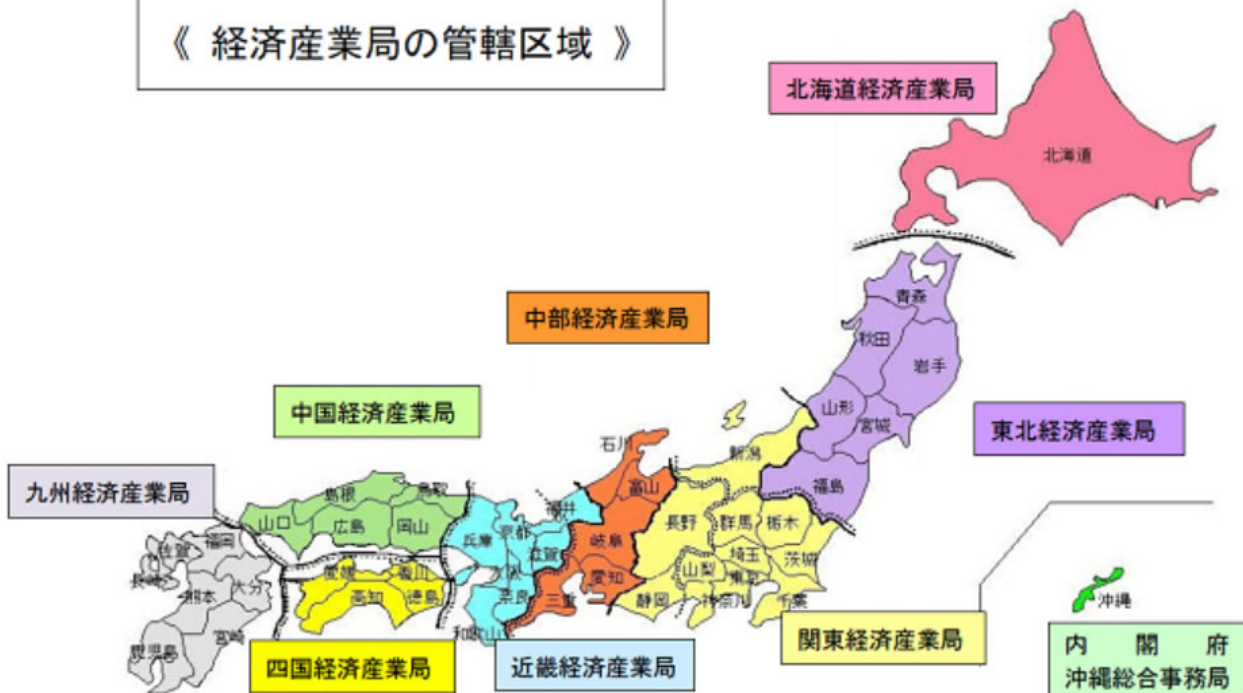
目次

1. 原則	3
2. 電気用品安全法は認証制度ではありません	4
3. ちゃんと届出をしていますか？（届出義務違反関係）	5
4. 御覧になっている技術基準は最新のものですか？	6
5. 自主検査記録は保存しておいてください（保存義務違反関係）	7
6. その証明書は有効ですか？（各種証明書の保存義務違反関係）	8
7. その適合同等証明書は本物ですか？（検査記録の保存義務違反関係）	9
8. その表示は適切ですか？（表示すべき事項の不備関係）	10
9. その表示は適切ですか？（表示すべき事項の不備関係）	11
10. 取扱説明書の記載は適切ですか？（技術基準適合義務違反関係）	12

原則

届出等の行政手続の要否に迷ったら、事業所所在地を管轄する経済産業局の製品安全室又は本省製品安全課へ御相談ください。

《 経済産業局の管轄区域 》

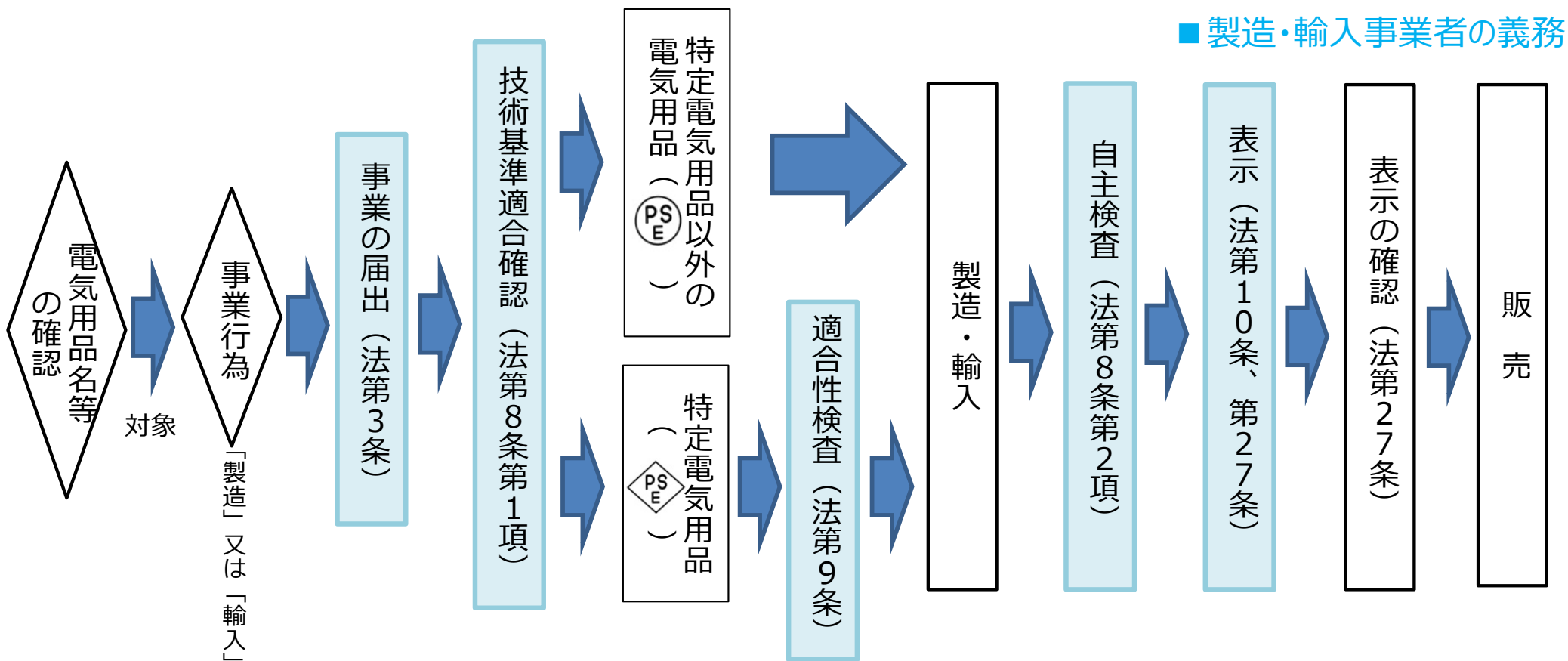


管轄局	電話番号
北海道経済産業局	011-709-1792
東北経済産業局	022-221-4918
関東経済産業局	048-600-0409
中部経済産業局	052-951-0576
近畿経済産業局	06-6966-6098
中国経済産業局	082-224-5671
四国経済産業局	087-811-8526
九州経済産業局	092-482-5523
沖縄総合事務局	098-866-1741
経済産業本省	03-3501-1705

電気用品安全法は認証制度ではありません

【注意喚起】

- **電気用品安全法は、経済産業省が認証する制度ではありません。**電気用品を製造、輸入する事業者が**自ら同法の義務を履行し、その基準適合性を事業者の責任で判断すること**で販売してもよいとする制度です。
- 同じ商品を他社が輸入販売していても、**輸入事業者毎に法律の全ての行為を履行しないと違法となります。**



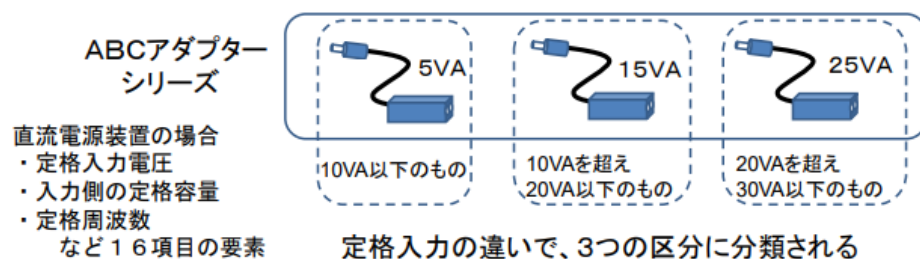
ちゃんと届出をしていますか？（届出義務違反関係）

【注意喚起】

- 電気用品を製造、輸入する事業者は、その事業を開始してから30日以内に届出をしなければなりません。
- 届出内容に変更があった場合、遅滞なく、届出をしなければなりません。

違反事例

- ✓ 過去に直流電源装置（定格入力5VA）の製造（又は輸入）の事業届出をしていたが、定格入力15VAのものを製造（又は輸入）することになった際、変更の届出をしなかった。



定格入力の区分が異なる電気用品を製造（又は輸入）する場合、変更の届出が必要になります。

解説

- ✓ 届出は、電気用品の区分ごとにする必要があります。
- ✓ 以下の項目に変更があった場合には、遅滞なく、事業所立地地域を管轄する経済産業局又は本省へ変更の届出をする必要があります。
 1. 届出者の氏名又は名称、住所（代表者が交代した時は、他の届出が生じた際に併せて当省で届出情報を変更）
 2. 電気用品の型式の区分
 3. その電気用品を製造する工場又は事業場の名称、所在地














御覧になっている技術基準は最新のものですか？

【注意喚起】

- 電気用品の技術基準は、常に最新の技術的知見を取り入れて見直しをしていますので、**最新の技術基準**の内容を確認するようにしてください。
- また、判断に迷われましたら、**事業所所在地を管轄する経済産業局の製品安全室又は本省製品安全課へお問い合わせ**ください。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について

(平成25年7月1日20130605商局第3号) (改正：令和6年5月31日20240514保局第1号)

- 本文 (PDF形式：114KB) 
- 別表第一 電線および電気温床線 (PDF形式：46KB) 
- 別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品 (PDF形式：824KB) 
- 別表第三 ヒューズ (PDF形式：605KB) 
- 別表第四 配線器具 (PDF形式：46KB) 
- 別表第五 電流制限器 (PDF形式：250KB) 
- 別表第六 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 (PDF形式：436KB) 
- 別表第七 電気用品安全法施行令 (昭和三十七年政令第三百二十四号) 別表第二第六号に掲げる小形交流電動機 (PDF形式：49KB) 
- 別表第八 電気用品安全法施行令 (昭和三十七年政令第三百二十四号) 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機 (PDF形式：2.4MB) 
- 別表第九 リチウムイオン蓄電池 (PDF形式：23KB) 
- 別表第十 雑音の強さ (PDF形式：3.34MB) 
- 別表第十一 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値 (PDF形式：285KB) 
- 別表第十二 国際規格等に準拠した基準 (PDF形式：336KB) 

解説

- ✓ 電気用品に関わる技術動向は、日々変化しています。
- ✓ そういった技術革新によって新たに創出された電気用品、技術に対応するため、技術基準も絶え間なく、見直しをしています。常に**最新の技術基準**により、内容の確認をお願いします。
- ✓ 当省からは、理解促進のため、様々な技術資料をホームページで公表していますが、**遵守しなければならないのは、技術基準省令**になります。

経済産業省電気用品安全法ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act.html#notice>

自主検査記録は保存しておいてください（保存義務違反関係）

【注意喚起】

- 法 8 条 2 項の自主検査記録を**適切に保存**しておいてください。自主検査記録は、**検査日から 3 年間**保存しなければなりません。

違反事例

- ✓ 立入検査を行った際、検査記録の提示を求めたところ、**保存されておらず**、提示できなかった。

解説

- ✓ 立入検査を行う際、自主検査を実施しているにも関わらず、法令に保存義務が課せられている自主検査記録が提示できない場合、当該手続を実施されなかったものとして『法令遵守に係る是正措置』を実施していただきます。

その証明書は有効ですか？（各種証明書の保存義務違反関係）

【注意喚起】

- 法9条1項の適合（同等）証明書の有効期間は、電気用品によって異なります（3年、5年、7年）。
- 同一型式に属する電気用品であって、有効期間内にある適合（同等）証明書を保存している場合に限って、適合性検査を省略することができます（未保存、期限切れのまま、電気用品にPSEマークをつけるのは法令違反です）。

違反事例

- ✓ 適合証明書の有効期限が切れているにも関わらず、当該電気用品を製造（又は輸入）して販売した。

解説

- ✓ 事業者における品質管理能力の変動等が想定され、再確認の必要性があります。
- ✓ 技術進歩、使用形態等の変化に応じて技術基準又は検査設備等に関する基準が変更されるため、これらに事業者が対応する能力があることを確認する必要があります。
- ✓ そのため、品目ごとの特性を踏まえ、有効期間は定められています。

（輸入事業者用）

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：
2. 交付年月日： 年 月 日
3. 有効年月日： 年 月 日
4. 申込者名
住所：
氏名又は名称：
5. 特定電気用品名：
6. 型式の区分： 別紙のとおり
7. 製造事業者名：
住所：
氏名又は名称：

その適合同等証明書は本物ですか？（検査記録の保存義務違反関係）

【注意喚起】

- 特定電気用品を輸入する事業者は、輸入した電気用品を**販売する時まで**に、自らが指定検査機関による適合性検査を受検し、証明書の交付を受け、保存するか、外国の製造事業者から**適合同等証明書の写し（副本）**を入手し、**保存**する必要があります。

違反事例

- ✓ 輸入事業者の立入検査を実施した際、技術基準への適合性について説明を求めたところ、**証明書のコピー**の提示があったが、同証明書の**副本は未入手**であることが分かった。
- ✓ その結果、法9条1項の基準適合性検査受検義務の不履行（証明書の未交付、未保存）の違反となった。

解説

- ✓ 昨今、海外のブローカーから輸入を持ちかけられ、メール等によりPDF形式で適合同等証明書のコピーの提供を受け、立入検査時に証明書の副本の未入手が発覚するケースが増えています。
- ✓ そういったことにならないよう、輸入、販売をする際には、その電気用品の**製造事業者から適合同等証明書の副本（原本）**を入手し、**保存**するようにしてください。

その表示は適切ですか？（表示すべき事項の不備関係）

【注意喚起】

- 技術基準を満たしていることの確認、適合性検査（特定電気用品のみ）、自主検査を実施して、検査記録の保存をした場合、PSEマークをつけることができます。
- 電気用品に表示する記号は、法令で定められており、構造上表示スペースを確保することが困難なもの以外には、記号の変更は認められていません。
- これらの事項を満足せずにPSEマークをつけたものを販売のために陳列する行為は、法令違反となります。

違反事例

- ✓ 法令で定められた記号と異なる記号を表示した。



解説

	特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
原則		
構造上表示スペースを確保することが困難なもの	<PS> E	(PS) E

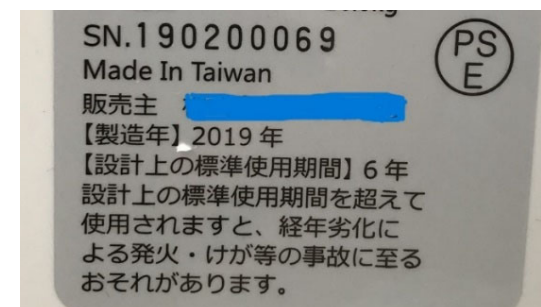
その表示は適切ですか？（表示すべき事項の不備関係）

【注意喚起】

- 特定電気用品とそれ以外の電気用品では、表示すべき事項が異なります。
- **当省大臣の承認を受ければ、事業者名、検査機関名として略称を用いることができ、当省大臣へ届出を行えば、商標を用いることができます。**
- 法10条に規定される表示義務内容のほか、電気用品の技術上の基準を定める省令において**別途、表示すべき事項が定められています。**

違反事例

- ✓ 機器に「届出事業者名」の表示が無かった。
- ✓ **略称表示**について**承認を受けず**、または、**商標**について**無届出****にも関わらず**表示した。
- ✓ 長期使用製品安全表示制度による表示が無かった。



解説

- ✓ 表示しなければならない事項は、右表のとおりです。

	表示内容	特定電気用品	それ以外の電気用品
①記号		PS E	PS E
②登録検査機関名		○	-
③届出事業者名		○	○
④技術基準省令で規定する項目		○	○

取扱説明書の記載は適切ですか？（技術基準適合義務違反関係）

【注意喚起】

- 取扱説明書への使用上の注意事項の記載を要求する意図は、その電気用品の安全設計によって除去できない危険源、又は十分に低減できないリスクから人を保護するためです。使用者の保安のため、しっかりと記載をお願いします。

違反事例

- ✓ 取扱説明書への記載漏れ。

- ・ 使用者の対象
- ・ 子供の使用監視
- ・ 通電中の放置禁止
- ・ 水をスプレーする製品の注水時注意
- ・ 落下損傷品の使用禁止 等
- ：

解説

- ✓ 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されることを求めています。
- ✓ また、危険な状態の発生時を想定して、被害を軽減する安全機能（保護装置）を有するよう設計が行われています。
- ✓ それでもなお、除去できないリスクから使用者を保護するために必要な情報及び使用上の注意を使用者へ伝達する手段として、取扱説明書へ記載することは、極めて重要です。